

物品売買契約書

売出人 国 宮崎南部森林管理署長 塚本 徹（登録番号 T8000012050001） と買受人
は、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、別紙「物件内訳書」のとおり。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円・消費税率 10%）

（契約保証金）

第3条 買受人は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を売渡人に納付するものとし、うち金 円は、入札保証金から充当するものとする。
2 前項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
4 売払人は、買受人が次条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金は売買代金に充当する。
5 売払人は、買受人が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 買受人は、売買代金のうち前条に定める契約保証金を除いた金 円を、
歳入徴収官九州森林管理局長の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに売払人に支払わなければならない。
2 買受人が前項に定める納付期間内に売買代金を支払わないときは、買受人は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

（売買物件の引渡し等）

第5条 売払人は、買受人が売買代金を完納し、買受人の負担において、買い受けた売買物件の自動車検査書及び自動車損害賠償責任保険証明書の名義変更を完了した時点をもって売買物件を引き渡すことができる。
2 買受人は、当該物件を受領したときは、売払人に受領書を遅延なく提出するものとし、車体等に標示してある使用者名は抹消して使用すること。
3 引取期限は、契約締結の日より 30 日以内とする。（※日数については両者協議にて決定する）
4 買受人が引取期限までに売買物件の引取を完了しないときは、売払人が特に承認した場合を除き、売払人の都合により売払人が残存物件を処分することがあっても買受人は異議の申立ができない。
5 前項の場合においては、買受人は残存物件相当額の返還、その他いかなる請求もできない。

(引取期限の延長)

第6条 買受人は、天災その他の不可抗力、又はその他買受人の責に帰することができない理由により引取期限までに売買物件の引取を完了することができないときは、売払人に対して遅延なくその理由を明らかにした書面により引取期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、売払人と買受人とが協議して書面により定める。

(危険負担)

第7条 買受人は、本契約締結の時から売買物件の引渡しのおきまでにおいて、当該物件が、売払人の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、売払人に対して売買代金の減免を請求することができない。

(かし担保)

第8条 買受人は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第9条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(違約金の徴収)

第10条 買受人が契約を締結しないときは、入札金額の5/100に相当する違約金を売払人の指示する期日までに支払わなければならない。

ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

2 買受人が前項の違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

(返還金等)

第11条 売払人は、第9条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(充当の順序)

第12条 売払人は、買受人が売買代金及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が売買代金及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、売買代金の順序で充当する。

(損害賠償)

第13条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 14 条 売払人は、第 11 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が前条に定める損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 15 条 売払人買受人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
2 本契約に関し疑義があるときは、売払人買受人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約に関する訴えの管轄は、九州森林管理局所在地を管轄区域とする熊本地方裁判所とする。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 17 条 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 国 宮崎県日南市飫肥 5 丁目 3 - 4 5

分任契約担当官

宮崎南部森林管理署長 塚本 徹 印

買受人 住 所

氏 名

印

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 売払人は、買受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 売払人は、買受人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 買受人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 買受人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 買受人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 売払人は、買受人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 売払人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 買受人は、売払人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、売払人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 買受人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を売払人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(注) 買受人が共同企業体を結成している場合においては、買受人の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

金 額 内 訳 書

品 名	車 種 ・ 型 式	数 量	売 買 代 金(税抜)	消費税相当額	売 買 代 金(税込)
乗用自動車	ダイハツ ビーゴ (型式：ABA-J2 1 0G)	1			
合 計		1			